

「市町村特別給付」の実施に関する基本的な考え方 (未定稿)



桑名市市章

水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。
円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。



桑名市
イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。
洋服の三本線は、木曽三川をイメージしています。

平成26年12月5日
桑名市地域包括ケアシステム推進協議会事務局

「市町村特別給付」とは

- 市町村は、要介護者に対する介護給付及び要支援者に対する予防給付のほか、条例で定めるところにより、「市町村特別給付」を行うことができる仕組み（介護保険法（平成9年法律第123号）第62条）。
- 「市町村特別給付」の内容は、介護保険の保険者である市町村の裁量に委ねられるが、それを検討するに当たっては、「市町村特別給付」が専ら65歳以上の被保険者の保険料を財源とする保険給付である点に留意することが必要。

「市町村特別給付」の実施に関する基本的な考え方

前提

- 今後、「桑名市地域包括ケア計画－第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画－(平成27～29年度)(仮称)」を策定する中で、サービスの種類ごとの量の見込みに基づき、事業費を推計した上で、保険料を算定する予定。
- その一環として、「市町村特別給付」についても、サービスの種類ごとの内容を検討するに当たり、サービスの種類ごとの量の見込みに基づき、事業費を推計することが必要。
- 加えて、サービスの種類ごとの内容を検討するに当たっては、それぞれのサービスを提供する地域の関係者の意見を聞くことも、必要。
- したがって、今般の素案は、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」での議論の用に供するため、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局より、今後の変更が有り得ることを前提として、現時点でのイメージを具体的に提示したもの。

市町村特別給付(1)

サービス種別	おむつ助成
サービス内容	要介護4・5と認定された在宅の高齢者に対する 「おむつ引換券」の交付
事業運営方式	桑名地区薬剤師会又は三重県医薬品登録販売者協会桑名支部に 委託。 直接に支払。
事業運営基準	登録事業者
単価	6,000円／月・人
利用者負担	単価の1割
備考	障害者の取扱いを検討。

市町村特別給付(2)

サービス種別	訪問理美容
サービス内容	要介護4・5と認定された在宅の高齢者に対する 「訪問理美容サービス利用券」の交付
事業運営方式	三重県利用生活衛生同業組合桑名支部 又は三重県美容業生活衛生同業組合桑名支部に委託。 直接に支払。
事業運営基準	3回／年・人以内
単価	5,000円／回・人
利用者負担	単価の5割
備考	

市町村特別給付(3)

サービス種別	移動支援
サービス内容	<p>次に掲げる場合における要支援者に対する通院乗降介助</p> <p>① 退院の場合（6ヶ月以内に限る。）</p> <p>② 要介護から要支援への認定の変更の場合（6ヶ月以内に限る。）</p>
事業運営方式	<p>事業者指定</p> <p>国民健康保険団体連合会経由での審査支払</p>
事業運営基準	<p>自家用有償旅客運送の登録</p> <p>又は自家用自動車の有償運送の許可を受けた指定訪問介護事業者</p>
単価	<p>1,010円／回・人</p> <p>（注）片道で1回、往復で2回。</p>
利用者負担	単価の3割+実費
備考	

「地域包括ケアシステム」の構築は 「地方分権の試金石」と称された 介護保険制度の創設に匹敵する困難な作業です。



平成26年2月9日
「桑名の在宅医療推進の
講演会とパネルディスカッション」



平成26年2月22日
市民公開講座
「住み慣れた地域で暮らし続けて人生の最期を迎えるために
～桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けて～」

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、
「オール桑名」で一歩一歩着実に取り組みましょう。